

指定管理者選定結果概要

1. 対象施設及び指定管理者

施設名称	指定管理者
取手市立老人福祉センターあけぼの及びさくら荘	
取手市立障害者福祉センターあけぼの	
取手市立障害者福祉センターふじしろ	社会福祉法人
取手市立障害者福祉センターつじ園	取手市社会福祉協議会
取手市立介護予防拠点施設 (いきいきプラザ・げんきサロン戸頭西・稻・藤代)	
取手市立こども発達センター	
取手市立特別養護老人ホーム及び老人デイサービス センターふれあいの郷	社会福祉法人 取手市社会福祉事業団

2. 指定期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

3. 選定方法

指定管理者の選定方法について、施設の性格及びその設置目的から、特定の団体を指定することが施設の適切な管理運営に資すると認められるため、公募を行わず、指定管理者を特定して選定することとし、社会福祉法人取手市社会福祉協議会及び社会福祉法人取手市社会福祉事業団を指定管理候補者として審査するに至った。

また、指定管理期間については、取手市公の施設における指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、4年とした。

4. 審査方法

候補者による管理運営の提案に係る書類（事業計画書等）の提出を受けるとともに、ヒアリング審査（指定管理候補者によるプレゼンテーション及び質疑応答）を実施し、その内容を総合的に評価した。審査にあたっては、指定管理者評価表審査基準により、各審査項目において適否による評価とし、7名中5名以上の委員が適であることとした。

5. 選定委員会経過

令和7年8月7日	第1回選定委員会開催 委員長・副委員長の選出 令和7年度指定管理者選定方針に関する報告及び審議 指定管理仕様書(案)・基本協定書(案)・指定管理候補者評価表(案)の審議
令和7年10月17日	第2回選定委員会開催 評価表の審査基準の審議 指定管理候補者の財務体質・経営基盤の講評 指定管理者指定申請書類等に関する意見交換 指定管理候補者によるプレゼンテーション及び質疑応答 評価集計結果報告、指定管理候補者の決定に関する審議

6. 審査結果 (詳細は「別紙 指定管理者選定結果」を参照)

(1) 社会福祉法人取手市社会福祉協議会

施設名	評価結果
取手市立老人福祉センターあけぼの及びさくら荘	全評価項目において適
取手市立障害者福祉センターあけぼの	全評価項目において適
取手市立障害者福祉センターふじしろ	全評価項目において適
取手市立障害者福祉センターつづじ園	全評価項目において適
取手市立介護予防拠点施設 (いきいきプラザ・げんきサロン戸頭西・稻・藤代)	全評価項目において適
取手市立こども発達センター	全評価項目において適

(2) 社会福祉法人取手市社会福祉事業団

施設名	評価結果
取手市立特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターふれあいの郷	全評価項目において適

7. 取手市公の施設指定管理者選定委員会委員名簿

(高齢福祉課・障害福祉課・健康づくり推進課・こども相談課所管施設)

	氏名	役職
委員長	岡田 優春	NPO法人らしん盤そよかぜ理事長
副委員長	伊藤 哲	副市長
委員	高田 等	税理士・行政書士
委員	吉田 文彦	総務部長
委員	齋藤 嘉彦	政策推進部長
委員	田中 英樹	財政部長
委員	助川 直美	こども部長

別紙

指定管理者選定結果

1 施設の名称	取手市立老人福祉センターあけぼの及びさくら荘	
2 選定の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 特定の法人等を選定	<input type="checkbox"/> 公募により選定
3 選定（諮問）の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 一つの法人等を選定	<input type="checkbox"/> 複数の法人等から選定
4 応募件数	非公募	
5 答申の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市の案を了承	<input type="checkbox"/> 市の案を修正
6 候補者案	社会福祉法人	取手市社会福祉協議会
7 特定の法人等を選定に至った事由	<p>当該施設は、老人福祉センターという施設の性質上、長期にわたり安定した経営基盤を持ち、継続的な事業運営が求められる施設である。社会福祉法人取手市社会福祉協議会においては、くらしサポートセンターや成年後見サポートセンター等の事業を実施し、また高齢者クラブ連合会の事務局を有するなど、多くの人に対して総合的な支援体制作りに努めていることから、老人福祉センターの設置目的である無料又は低額な料金で高齢者に関する各種の相談に応じること、住み慣れた地域で安心して暮らせるための高齢者福祉の推進という取手市の重点施策をより効果的、効率的に達成することができる見込まれる。</p> <p>以上の理由から、取手市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の第1項第5号（指定施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するために指定施設の管理を特定の団体に行わせることが特に適当であると認められるとき。）に該当すると認められたため、現在、指定管理者である社会福祉法人取手市社会福祉協議会を次期指定管理者とすることが適当であるとの結論に至った。</p>	

指定管理者選定結果

1 施設の名称	取手市立障害者福祉センターあけぼの
2 選定の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 特定の法人等を選定 <input type="checkbox"/> 公募により選定
3 選定（諮問）の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 一つの法人等を選定 <input type="checkbox"/> 複数の法人等から選定
4 応募件数	非公募
5 答申の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市の案を了承 <input type="checkbox"/> 市の案を修正
6 候補者案	社会福祉法人 取手市社会福祉協議会
7 特定の法人等を選定に至った事由	<p>当該施設は、障害福祉施設という性質上、長期にわたり安定した経営基盤を持ち、継続的な事業運営が求められる施設である。社会福祉法人取手市社会福祉協議会においては、長年にわたり施設を運営してきた実績から、利用者との強い信頼関係が構築されており、安定したサービスの提供が可能であること、専門知識を有する職員の配置等、民間施設では受け入れが困難な重度障害者を受け入れる人的体制や環境を整備していることなどから、令和8年度以降も安定した管理運営が見込まれる。また、当該施設は、災害時の福祉避難所として指定されており、避難所の開設が必要となった際には、施設職員による避難者を受入れるスペース確保等の開設準備体制が整備されている。</p> <p>以上の理由から、取手市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の第1項第5号（指定施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するために指定施設の管理を特定の団体に行わせることが特に適当であると認められるとき。）に該当すると認められたため、現在、指定管理者である社会福祉法人取手市社会福祉協議会を次期指定管理者とすることが適当であるとの結論に至った。</p>

指定管理者選定結果

1 施設の名称	取手市立障害者福祉センターふじしろ
2 選定の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 特定の法人等を選定 <input type="checkbox"/> 公募により選定
3 選定（諮問）の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 一つの法人等を選定 <input type="checkbox"/> 複数の法人等から選定
4 応募件数	非公募
5 答申の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市の案を了承 <input type="checkbox"/> 市の案を修正
6 候補者案	社会福祉法人 取手市社会福祉協議会
7 特定の法人等を選定に至った事由	<p>当該施設は、障害福祉施設という施設の性質上、長期にわたり安定した経営基盤を持ち、継続的な事業運営が求められる施設である。社会福祉法人取手市社会福祉協議会においては、長年にわたり施設を運営してきた実績から、利用者との強い信頼関係が構築されており、安定したサービスの提供が可能であること、専門知識を有する職員の配置等、民間施設では受け入れが困難な重度障害者を受け入れる人的体制や環境を整備していることなどから、令和8年度以降も安定した管理運営が見込まれる。また、当該施設は、災害時の福祉避難所として指定されており、避難所の開設が必要となった際には、施設職員による避難者を受入れるスペース確保等の開設準備体制が整備されている。</p> <p>以上の理由から、取手市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の第1項第5号（指定施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するために指定施設の管理を特定の団体に行わせることが特に適当であると認められるとき。）に該当すると認められたため、現在、指定管理者である社会福祉法人取手市社会福祉協議会を次期指定管理者とすることが適当であるとの結論に至った。</p>

指定管理者選定結果

1 施設の名称	取手市立障害者福祉センター一つじ園	
2 選定の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 特定の法人等を選定	<input type="checkbox"/> 公募により選定
3 選定（諮問）の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 一つの法人等を選定	<input type="checkbox"/> 複数の法人等から選定
4 応募件数	非公募	
5 答申の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市の案を了承	<input type="checkbox"/> 市の案を修正
6 候補者案	社会福祉法人 取手市社会福祉協議会	
7 特定の法人等を選定に至った事由	<p>当該施設は、障害福祉施設という施設の性質上、長期にわたり安定した経営基盤を持ち、継続的な事業運営が求められる施設である。社会福祉法人取手市社会福祉協議会においては、長年にわたり施設を運営してきた実績から、利用者との強い信頼関係が構築されており、安定したサービスの提供が可能であること、専門知識を有する職員の配置等、民間施設では受け入れが困難な重度障害者を受け入れる人的体制や環境を整備していることなどから、令和8年度以降も安定した管理運営が見込まれる。また、当該施設は、災害時の福祉避難所として指定されており、避難所の開設が必要となった際には、施設職員による避難者を受入れるスペース確保等の開設準備体制が整備されている。</p> <p>以上の理由から、取手市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の第1項第5号（指定施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するために指定施設の管理を特定の団体に行わせることが特に適当であると認められるとき。）に該当すると認められたため、非公募とし、現在、指定管理者である社会福祉法人取手市社会福祉協議会を次期指定管理者とすることが適当であるとの結論に至った。</p>	

指定管理者選定結果

1 施設の名称	取手市立こども発達センター	
2 選定の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 特定の法人等を選定	<input type="checkbox"/> 公募により選定
3 選定（諮問）の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 一つの法人等を選定	<input type="checkbox"/> 複数の法人等から選定
4 応募件数	非公募	
5 答申の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市の案を了承	<input type="checkbox"/> 市の案を修正
6 候補者案	社会福祉法人 取手市社会福祉協議会	
7 特定の法人等を選定に至った事由	<p>当該施設は、こども相談課の事業である「児童発達支援システム」の中で支援の要となっており、関係機関と連携しながら地域の支援体制の充実を図っている。また、取手市では唯一、中核的機能を持つ事業所として県に登録されており、「取手市児童連絡会」の運営を行っている。連絡会の中では、他事業所との連携や助言等を行っており、今後も地域の発達支援の中核的な役割を担っていくことが期待されている。社会福祉法人取手市社会福祉協議会は、これまで長きに渡り、取手市の発達支援の中心的役割を担い、困難ケースへの対応についても市と連携・協働してきた実績がある。さらに、職員のほとんどが専門的な資格を有しており、その種類も多様である。また、茨城県作業療法士会や筑波大学等の外部機関との信頼関係を構築し、持続的な人材確保に努めている。</p> <p>以上の理由から、取手市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の第1項第5号（指定施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するために指定施設の管理を特定の団体に行わせることが特に適当であると認められるとき。）に該当すると認められたため、現在、指定管理者である社会福祉法人取手市社会福祉協議会を次期指定管理者とすることが適当であるとの結論に至った。</p>	

指定管理者選定結果

1 施設の名称	取手市立介護予防拠点施設 (いきいきプラザ・げんきサロン戸頭西・稻・藤代)
2 選定の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 特定の法人等を選定 <input type="checkbox"/> 公募により選定
3 選定(諮問)の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 一つの法人等を選定 <input type="checkbox"/> 複数の法人等から選定
4 応募件数	非公募
5 答申の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市の案を了承 <input type="checkbox"/> 市の案を修正
6 候補者案	社会福祉法人 取手市社会福祉協議会
7 特定の法人等を選定に至った事由	<p>当該施設は、介護予防拠点として、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることを予防するため、ボランティアの方々の協力を得ながら運営を行う高齢者の憩いの場であり、ボランティアと利用者の信頼関係の構築が特に重要視される施設である。社会福祉法人取手市社会福祉協議会は、これまで長きにわたり、自らが運営するボランティアセンターとの連携により、幅広いネットワークを活用することで、利用者の金銭的負担を抑え、利用者が気軽に利用することができる施設として適切に管理運営してきた実績がある。また、各施設において、利用者が要望する講座を数多く開催し、利用者と協働でお楽しみ会を企画する等、利用者の意向に配慮しながらサービス向上を図っており、施設の設置目的に基づき良好に運営されている点が高く評価できる。</p> <p>以上の理由から、取手市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の第1項第5号（指定施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するために指定施設の管理を特定の団体に行わせることが特に適当であると認められるとき。）に該当すると認められたため、現在、指定管理者である社会福祉法人取手市社会福祉協議会を次期指定管理者とすることが適当であるとの結論に至った。</p>

指定管理者選定結果

1 施設の名称	取手市立特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターふれあいの郷	
2 選定の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 特定の法人等を選定	<input type="checkbox"/> 公募により選定
3 選定（諮問）の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 一つの法人等を選定	<input type="checkbox"/> 複数の法人等から選定
4 応募件数	非公募	
5 答申の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市の案を了承	<input type="checkbox"/> 市の案を修正
6 候補者案	社会福祉法人	取手市社会福祉事業団
7 特定の法人等を選定に至った事由	<p>当該施設は、介護老人福祉施設として、利用者の基本的人権を尊重し、安定した日常生活を営むことができるようとする目的として運営される施設であり、入所者及び利用者との信頼関係の構築が特に重要視される性質を持つ。社会福祉法人取手市社会福祉事業団は、設立当初から市が設置するふれあいの郷を受託経営し、長年に渡り当該施設を適切に運営してきた実績を有しております、確立したケア体制により、入所者及び利用者との強い信頼関係が構築されている。また、配食サービス事業や地域貢献事業の実施による安否確認や移送支援により、施設近隣に住んでいる高齢者の生活に大きく寄与している。</p> <p>以上の理由から、取手市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の第1項第5号（指定施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するために指定施設の管理を特定の団体に行わせることが特に適当であると認められるとき。）に該当すると認められたため、現在、指定管理者である社会福祉法人取手市社会福祉事業団を次期指定管理者とすることが適当であるとの結論に至った。</p>	